

送電線・配電線付近での作業時には、ご連絡をお願いします

**作業開始までに、作業現場に送電線がないか確認してください。
送電線付近での伐採や伐採木搬出等の作業をされるときは、
事前に関西電力送配電へご連絡をください。**

お問い合わせは該当地区の
電力所（架空係）および
送配電ダイヤルへお願いいたします。

▶ 送電線連絡先

神戸本部	神戸電力所<架空> TEL.078-671-7277
	尼崎電力所<架空> TEL.06-6481-5095
	篠山保線所 TEL.079-594-1128
姫路本部	姫路電力所 TEL.079-298-3718
	豊岡電力所 TEL.050-7102-1468

お申込みの際には、

- 1.作業場所
- 2.作業日時（期間）
- 3.最寄りの鉄塔（電柱）番号
- 4.ご連絡先
- 5.作業内容等
をお伝えください

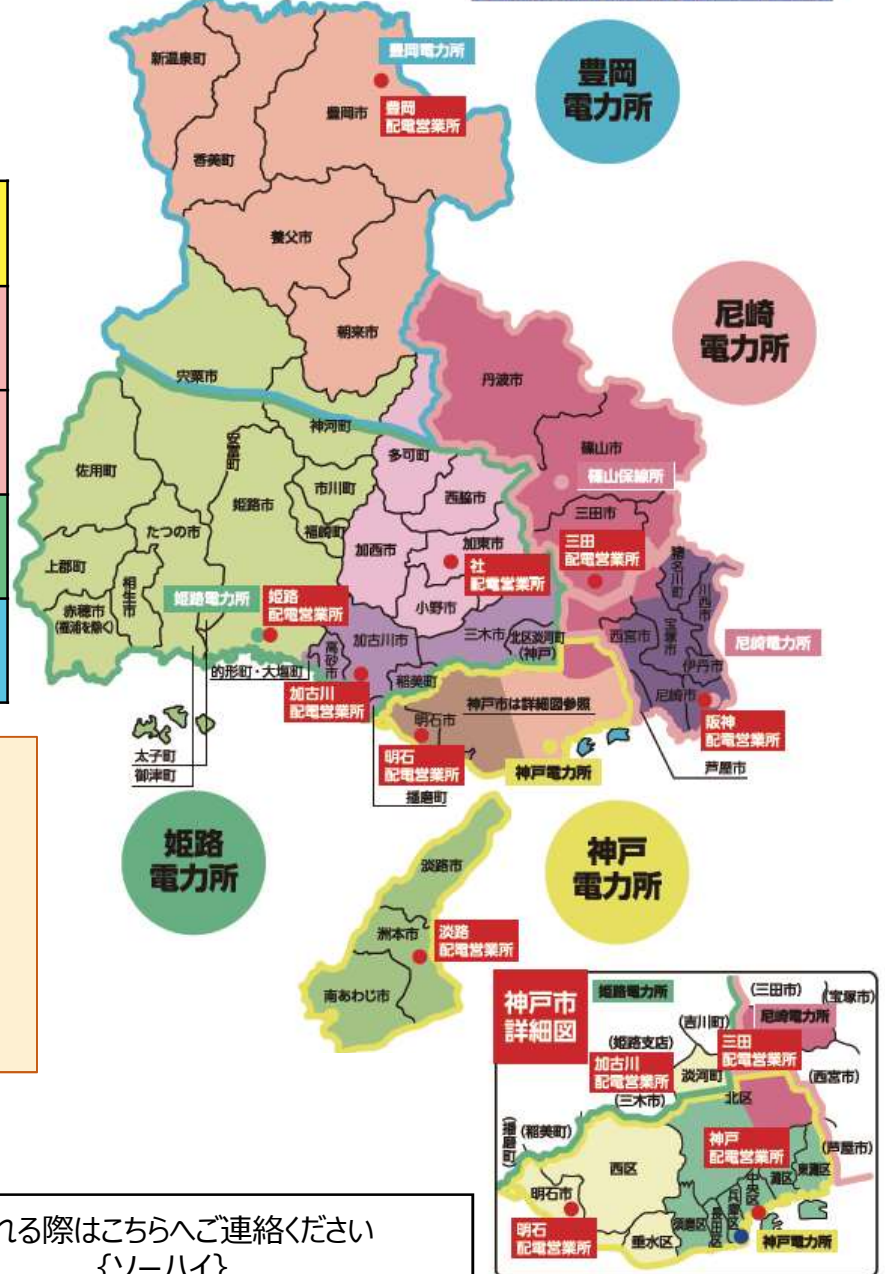
▶ 配電線連絡先

○当社の電気設備のお近くで工事される際はこちらへご連絡ください
{ソーハイ}

送配電ダイヤル 0800-777-3081 {通話料無料}

連絡先がご不明な場合や他府県についてもお気軽に問合せ下さい。

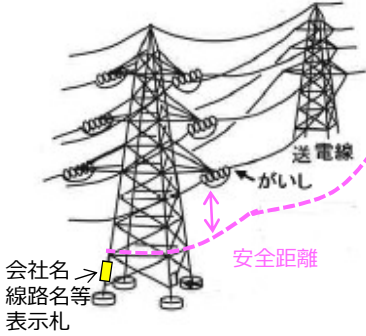
兵庫県設備保守担当区域



送電線付近での伐採や伐採木搬出等の作業をされる時は、 事前に関西電力送配電へご連絡をください。

- ・事前に、安全な作業をしていただくための**電気事故防止打合せ**や必要に応じた**現場の確認**を**無償**で実施いたします。
- ・電気事故防止打合せの内容については、工事関係者全員に伝達して下さい。

送電線



写真のような鉄塔～鉄塔間を結んでいる電線であり電圧は2万ボルト～50万ボルトと非常に高い電圧となっている。電圧が非常に高く裸電線となっており、**接近するだけで電気が流れる**ため、電圧に応じた**安全距離**を確保する必要がある。



送配電線との安全な離隔距離

電圧	がいし個数	安全距離 (※1)
100,200 ボルト 6千6百ボルト	小がいし 1個	2m
3万3千ボルト	3～4個	3m
7万7千ボルト	5～9個	4m
27万5千ボルト	16～25個	7m
50万ボルト	20～41個	11m

(※1)労働基準局通達値に目測誤差およびクレーン操作特性を考慮した電力会社推奨の安全距離

会社名 >
線路名等
表示札

- ・伐採木や、伐採樹木搬出用の索道、ユニック車、クレーン等が送電線に接近、接触し、電気事故が発生しますと、人身災害や山火事、多数の施設、家庭が停電し、社会的に大きな影響を与えます。
- ・労働安全衛生規則第349条では、**事業者(現場責任者)に対して感電防止措置の義務付け**が、また労働安全衛生法第29条第2号では**元方事業者に対して関係請負人(則第349条の事業者を含む)が実施する危険防止措置が適切に実施されるように技術等の指導その他必要な措置の義務付け**がされています。
- ・電気事故が発生させ、停電または設備を損傷させた場合、設備点検や復旧に要した費用等を**損害賠償請求**させていただくことがあります。また、停電等に伴う第三者からの損害賠償請求や苦情等の申し出の際、関西電力送配電は施工者の情報を第三者に開示し、**直接対応**させていただくことがあります。

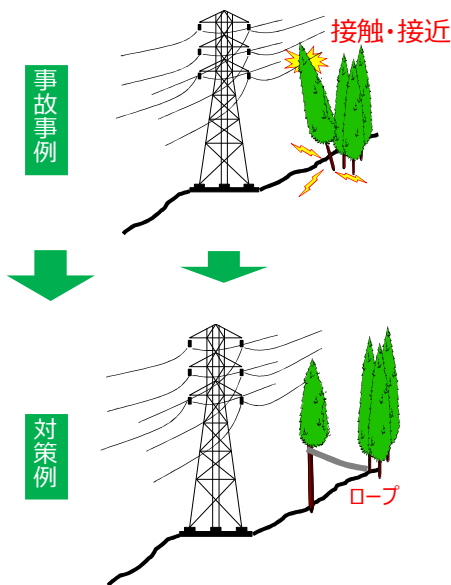
配電線

写真のような電柱～電柱間を結んでいる電線であり電圧は100ボルト～6千6百ボルトと高い電圧となっている。配電線は被覆電線を使用しているが**接触すれば、感電の恐れがある**ため2m以上の**安全距離**を確保する必要があります。



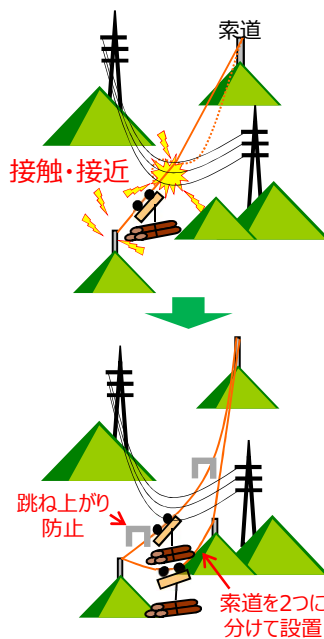
※万一、電線に接触・断線した場合は、絶対に近寄らず、当社へ急報して下さい。

例1) 送電線付近伐採作業



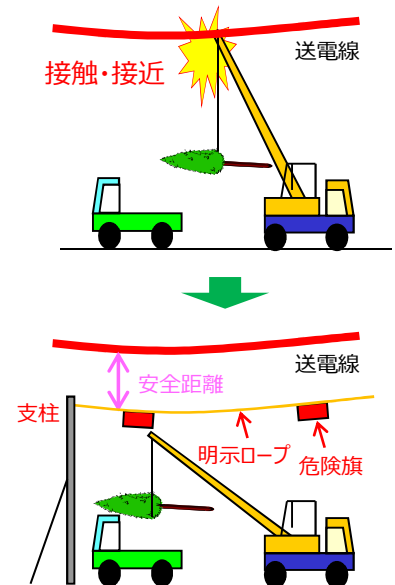
- ・送電線と樹木等の離隔は安全距離が必要です。
- ・送電線付近での伐採作業時は、離隔を確認し接近が予想される場合は、監視者を配置し、伐採木が送電線側に倒れないよう引きロープ(チルホール等)を設置したり、枝打ち等の適切な方法を選定して下さい。
- ・枝振り、重心、周囲の立木、掛かり木の有無、風向き等の確認をすることも重要です。

例2) 送電線と交差や接近する索道の設置・運搬作業



・索道設備(ワイヤ含)と送電線には安全距離が必要です。場合によっては跳ね上がり防止が必要です。

例3) 送電線付近でのクレーン等による運搬作業



・クレーン等の作業時には送電線との安全距離が必要です。場合によっては注意標識、明示ロープの設置も必要です。